

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	大岡 伸行
登録番号又は法人番号	0 6 1 1 1 4 7 8
所属する単位会	茨城県行政書士会
事務所名称	大岡行政書士事務所
事務所所在地	茨城県牛久市南4-45-50
処分年月日	令和7年12月2日
処分内容（種類）	令和7年12月3日から1か月間の会員の権利停止 (茨城県行政書士会会則第91条の2第1項第2号)
上記処分をした理由	本会において、登録している事務所に実態がなくなっていることを確認しており、変更登録するよう指導しているが、当該手続きを長期間に渡り行っていない。 行政書士は、その業務を行うための事務所を設ける義務があり、行政書士法第6条の4により、登録事項に変更が生じたときは、遅滞なく、変更登録しなければならないことが定められており、上記事実はこれに違反している。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	【行政書士法第6条の4】 - 行政書士は、第6条第1項の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく、所属する行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に変更の登録を申請しなければならない。 【行政書士法第13条】 - 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。 【日本行政書士会連合会会則第44条第1項】 - 行政書士は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、行政書士変更登録申請書（以下「変更登録申請書」という。）に必要な書類を添付して、遅滞なく、第39条第1項第三号から第五号までの事務所の所在地を含む都道府県の区域に設立されている単位会を経由して本会に提出しなければならない。 【茨城県行政書士会会則第66条第1項】 - 会員は、法令及び連合会の会則並びに本会の会則を遵守し誠実に業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。 【茨城県行政書士会会則第91条第1項】 - 会長は、本会会員が法令若しくは茨城県知事の処分に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったときは、当該会員に対し必要な処分を行うことができる。